## 認定制度 見直し概要について

分類		現行	見直し案
認定要件	住宅種別	新築集合住宅・既存集合住宅、改修集合住宅	(現行通り)
	構造	耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅	(現行通り)
	戸数	2戸以上	(現行通り)
	規模	住戸専有面積 <u>50㎡</u> 以上 ※ ただし、台所、食堂その他の住戸の部分について、 共同して利用するために十分なスペースを設置する場合は <u>40㎡</u> 以上	住戸専有面積 新築50㎡以上、既存・改修40㎡以上 ※ ただし、台所、食堂その他の住戸の部分について、 共同して利用するために十分なスペースを設置する場合は 新築40㎡以上、既存・改修30㎡以上
	その他	<ul><li>◆ 原則として、昭和56年6月1日以降に確認申請をし、確認済証の交付を受けていること。同日以前に建築されたものである場合は、地震に対して安全な構造であることが確認できるものであること。</li><li>◆ その他法令に違反していないこと</li></ul>	(現行通り)
認定期間		認定の日から <u>1年間</u>	認定の日から <u>3年間</u>
認定更新		<b>1年毎</b> に更新	<b>3年毎</b> に更新
管理運営状況報告		認定から <b>1年毎</b> に管理運営の状況を報告	管理運営の状況に <u>変更があったとき</u> など、 <b>都が報告を求めた場合</b> に管理運営の状況を報告